

重点として取り組むこと

1 男女平等と共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習が、まだ社会に根深く残っているため、男女平等と共同参画への意識改革を目指し、啓発や教育、学習の推進を図ります。

2 人権の尊重と男女間の暴力の根絶

男女間の暴力や虐待は重大な人権侵害であり、これらの被害をなくすため配偶者等に対する暴力の根絶と被害者支援および相談機関の連携を深めます。

3 政策や意思決定の場への男女共同参画

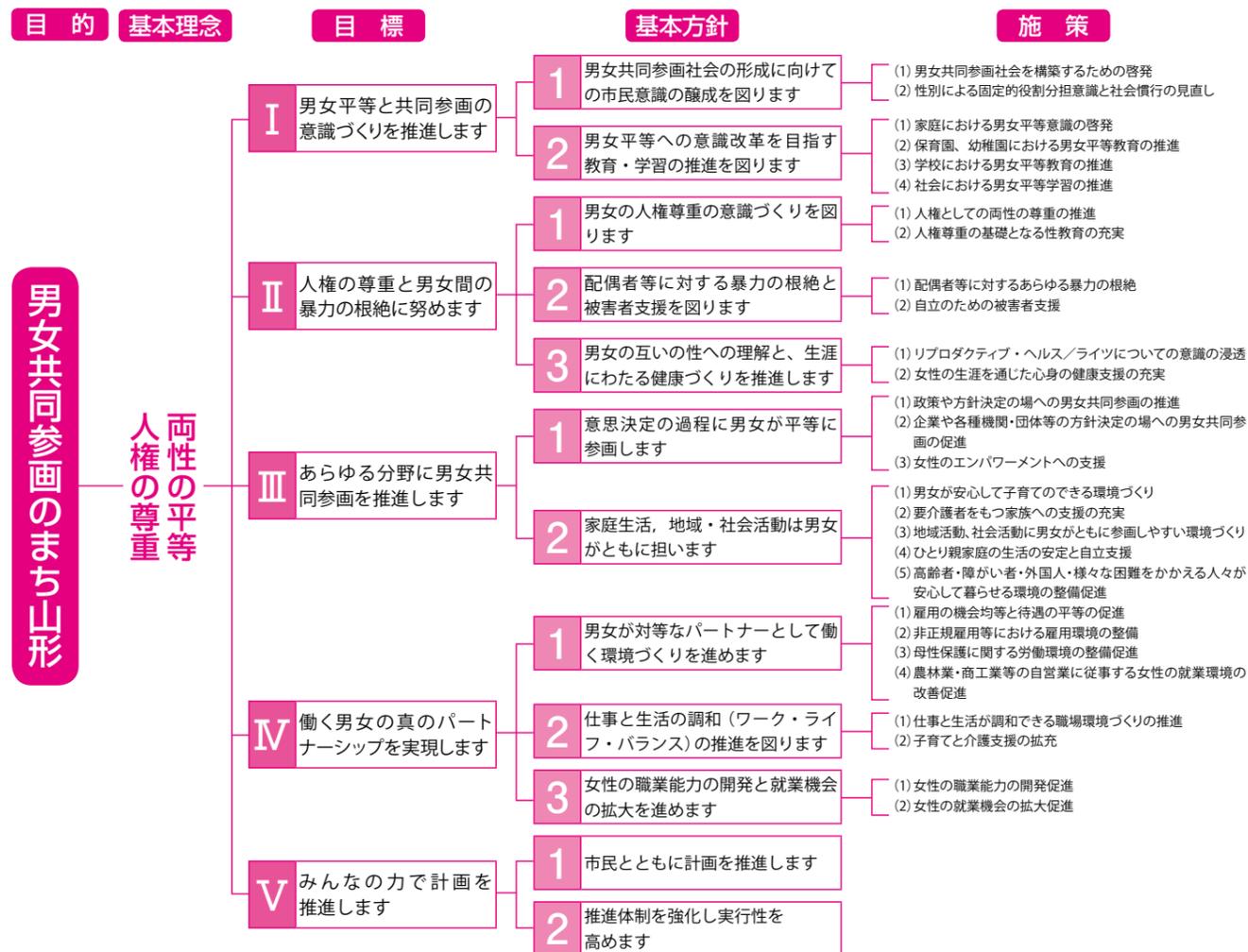
市の審議会・委員会において、社会の構成員の半数を占める女性の意思を反映させるため、平成27年度までに女性委員の比率40%を目標とします。

4 働く男女のパートナーシップの実現

男女雇用機会均等法の改正等で、女性をめぐる労働環境の整備は進みましたが、賃金、昇進等で男女格差が残っており、家事、育児等の家庭責任の多くを女性が担っています。男女が対等なパートナーとして働く職場づくり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる環境づくりの推進を図ります。



施策の体系図



新しい「いきいき山形男女共同参画プラン」は、インターネットで見ることができます。(山形市HPの男女共同参画課のページをご覧ください)

計画策定の趣旨

山形市では、平成13年に「人権の尊重」と「両性の平等」を基本理念に掲げ「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、市民一人ひとりがいきいきと生活できる「男女共同参画のまち山形」の実現をめざし、性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が生かされる豊かな社会づくりを進めてきました。このプランで掲げた施策を展開した結果、市民の男女共同参画社会づくりの意識も徐々に高まってきており、一定の成果を上げてきました。

しかし、平成21年度に「男女共同参画に関する市民の意識調査」を実施したところ、まだまだ男性優遇の社会であると考えられていることや、女性の社会進出が望まれていることなどが明らかとなり、なお一層の推進を図ることが必要な状況にあります。

これまでの取組状況を踏まえ、少子高齢化の進行や地域社会の変化・社会情勢の変化のほか、配偶者からの暴力(DV)などの新たな課題、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の改正への対応などもあり、引き続き男女共同参画を推進していくことが必要と考え、期間を平成27年度までの5ヶ年とする第2次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定しました。

計画がめざす視点

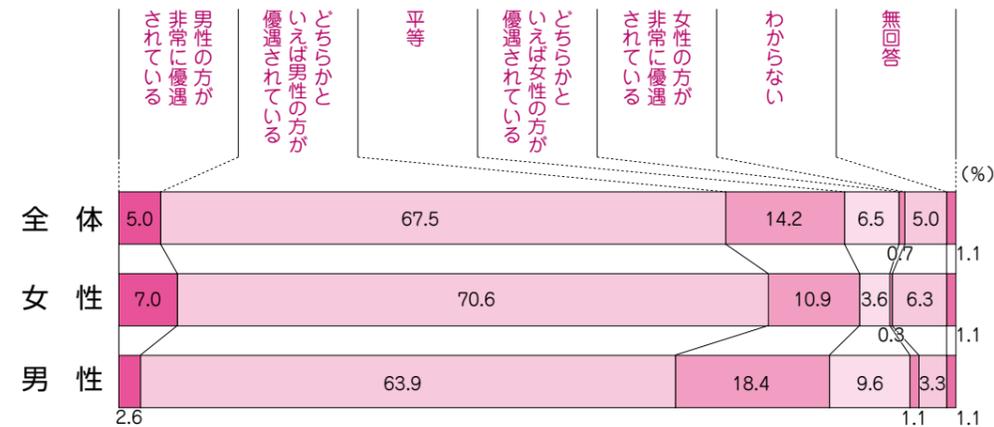
新しいプランでは、次の視点で策定しています。

- 「男女共同参画都市宣言」を受け、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合えること。特に暴力や虐待が重大な人権侵害となることから、その根絶に向けた取組を行うこと。
- ジェンダー(※1)にとらわれない視点から、個人の能力と個性を發揮するため、地域等に残る男女の性別役割分担意識の是正をすること。
- 男女共同参画社会を実現するために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)など必要な環境をつくること。
- 女性のエンパワーメント(※2)を積極的に支援すること。
- 家庭、地域及び職場での市民や事業者の役割を強調すること。

※1 社会的、文化的に人々の意識の中で作られた性差をいう。

※2 個人が意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

社会全体の男女平等評価



資料：平成21年度山形市「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

「いきいき山形男女共同参画プラン」が
新しくなりました。

「男女共同参画のまち山形」の実現をめざして
第2次山形市男女共同参画計画